

食 品 安 全 委 員 会 第 188 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 19 年 4 月 26 日 (木) 14:00 ~ 15:17

2 . 場 所 委員会大会議室

3 . 議 事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク

管理機関からの説明について

・動物用医薬品 3 品目

グリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする牛の乳房注入剤

(マストリチン)

マレック病・鶏痘混合生ワクチン (日生研イノボ M D 2 価・F P ワクチン)

豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン (インゲルバック P R R S 生ワクチン)

(農林水産省からの説明)

・新開発食品 麦の葉うまれの食物繊維

(厚生労働省からの説明)

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

・「イミダクロプリド」に関する意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・農薬 フェンブコナゾールに係る食品健康影響評価について

(4) 食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく報告について

(食用赤色 104 号及び食用赤色 105 号の成分規格改正)

(厚生労働省からの報告)

(5) 飼料中の残留農薬基準を設定した食品健康影響評価依頼予定物質 (平成 19 年度)

について

(農林水産省からの報告)

(6) 米国産牛肉の混載事例についての対応状況等について

(厚生労働省及び農林水産省からの報告)

(7) その他

4．出席者

（委員）

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

（説明者）

厚生労働省 松田基準審査課長

厚生労働省 道野輸入食品安全対策室長

農林水産省 境畜水産安全管理課長

農林水産省 川島国際衛生対策室長

（事務局）

齊藤事務局長、日野事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長

酒井情報・緊急時対応課長、永田リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

5．配布資料

資料１－１ 食品健康影響評価について

資料１－２ 製造承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要について

資料１－３ 食品健康影響評価を依頼する特定保健用食品の概要

資料２ 農薬専門調査会における審議状況について イミダクロプリド

資料３ フェンブコナゾールに係る食品健康影響評価に関する審議結果について

資料４ 食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく報告について

（食用赤色 104 号及び食用赤色 105 号の成分規格改正）

資料５ 飼料中の残留農薬基準を設定した食品健康影響評価依頼予定物質（平成 19 年度）について

資料６－１ 米国産牛肉の混載事例についての対応状況

資料６－２ 松岡農林水産大臣とジョハンス米国農務長官との電話会談の結果について

6．議事内容

○見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 188 回会合を開催いたします。

本日は、7 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から松田基準審査課長、道野輸入食品安全対策室長は、まだお見えになっていないんですけれども、今、いらっしゃると思います。

それから、農林水産省から境畜水産安全管理課長、川島国際衛生対策室長に御出席いただいております。

それでは、会議全体のスケジュールにつきまして、お手元の資料の食品安全委員会第188回会合議事次第がございますので、御覧いただければと思います。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は9点ございます。資料が多数ありますので、一部は資料番号のみ読み上げとさせていただきます。

資料1 - 1が「食品健康影響評価について」。

その関連資料として、資料1 - 2、1 - 3。

資料2が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料3が「フェンブコナゾールに係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料4が「食品安全基本法第24条第2項に基づく報告について」。

資料5が「飼料中の残留農薬基準を設定した食品健康影響評価依頼予定物質（平成19年度）について」。

資料6 - 1が「米国産牛肉の混載事例についての対応状況」。

その裏面の資料6 - 2が「松岡農林水産大臣とジョハnz米国農務長官との電話会談の結果について」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

それでは、議題に入らせていただきます。

「（1）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」及び資料第5の「飼料中の残留農薬基準を設定した食品健康影響評価依頼予定物質（平成19年度）について」でございます。

議題の第1及び第5について説明をいただく予定の農林水産省の境畜水産安全管理課長が所用により早目に退席なさるとのことですので、議題の5については、議題1の第1、動物用医薬品3品目に引き続きまして、説明をいただきたいと思います。

新開発食品「麦の葉うまれの食物繊維」につきましては、厚生労働省より、その後に説明いただくということによろしいでしょうか。

それでは、まず初めに、議題の第1につきましては、資料1 - 1にありますとおり、農林水産大臣及び厚生労働大臣から4月20日付けで動物用医薬品3品目について、食品健康影響評価の要請がありました。農林水産省の境畜水産安全管理課長より説明があります。よろしく願いいたします。

○境畜水産安全管理課長 4月1日付けで畜水産安全管理課長を拝命しました境でござい

ます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

また、本日は、議事の進行につきまして御配慮いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、資料 1 - 1 を御覧いただきたいと思います。

4 月 20 日付けで諮問をさせていただいております。「記」にございますように、まず、1 が動物医薬品の製造承認案件でございます。

2 の方が薬事法に基づきます再審査に係る 2 品目の医薬品についてでございます。資料 1 - 2 に基づきまして、内容を御説明させていただきたいと思います。

まず、1 としまして、グリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする牛の乳房注入剤、マストリチンでございます。

主成分はグリチルリチン酸モノアンモニウム。対象動物はウシ。

用法・用量につきましては、1 分房当たり 10mL を泌乳期の乳房炎発症乳房内に注入するというものでございます。投与は 1 症例につき 1 回ということでございます。本剤投与後、直ちに泌乳期用乳房注入剤、これは有効成分セファゾリンでございますけれども、これを用法・用量に従って併用するというものでございます。

効能・効果につきましては、ウシの泌乳期乳房炎における炎症の改善というものでございます。

ここに記載がございませんが、予定されております使用禁止期間につきましては、ウシにつきましては 3 日の出荷停止、それから牛乳につきましては 72 時間ということになっております。

併せまして、併用しますセファゾリンにつきましても、使用禁止期間は同様に、ウシで 3 日間、牛乳で 72 時間となっております。

続きまして、裏にまいりまして、再審査の案件でございます。1 のマレック病、これはマレック病ウイルス 2 型、七面鳥ヘルペスウイルス、それから鶏痘混合生ワクチン（日生研イノボ MD 2 価・FP ワクチン）でございます。

主成分は、七面鳥ヘルペスウイルスとマレック病ウイルス、それから鶏痘ウイルスでございます。

対象動物は鶏ということで、発育鶏卵に接種をするものでございます。

用法・用量につきましては、マレック病 2 価ワクチン 10 本と乾燥鶏痘ワクチン 1 本を 500mL の日生研ワクチン溶解溶液に溶解するというものでございます。18 日～19 日齢の発育鶏卵に自動卵内接種機を用いまして、1 個当たり 0.05mL を接種するものでございます。

効能・効果はマレック病及び鶏痘の予防ということでございます。

なお、マレック病、鶏痘の双方につきましては、人獣共通感染症ではないということでございます。

引き続きまして「2 豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(インゲルバック PRRS 生ワクチン)」でございます。主成分は豚繁殖・呼吸障害症候群(PRRS)ウイルスでございます。対象動物は豚。

用法・用量につきましては、乾燥ワクチンに添付の溶解溶液を加えて溶解し、その2 mLを3～18週齢の豚の筋肉内に接種いたします。

繁殖用の雌豚に対しましては、2 mLを交配する3～4週間前に筋肉内に接種をするというものでございます。

効能・効果につきましては、こういった PRRS ウイルスの感染による小豚の生産阻害の軽減及び繁殖用雌豚の繁殖成績の改善というものでございます。

PRRS につきましても、人獣共通の感染症ではないとみなされております。

以上の品目は再審査でございます。御説明は以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見又は御質問がございますでしょうか。

よろしいですか。1つはウシの乳房炎用、1つは鶏のマレック病、鶏痘の予防ワクチン、3つ目が豚の病気のワクチンです。

それでは、動物用医薬品3品目につきましては、動物用医薬品専門調査会において審議することといたします。

引き続きまして、議題の第5の「飼料中の残留農薬基準を設定した食品健康影響評価依頼予定物質(平成19年度)について」につきまして、報告をお願いいたします。

○境畜水産安全管理課長 それでは、資料5を御覧いただきたいと思います。

これは、4月23日付けで提出をさせていただいております。

標題にございますように「飼料中の残留農薬基準を設定した食品健康影響評価依頼物質(平成19年度)について」というものでございます。

これにつきましては、本年3月15日付けの通知で報告させていただいた平成19年度評価依頼予定物質に、平成18年度に評価をお願いしなかったものについて追加をさせていただくというものでございます。追加するものは「記」にございます7成分ということでございます。

その結果としまして、裏にございますが、これは飼料中の農薬に残留基準値を設定しております全部で 60 物質ございますが、この 7 物質を加えました 19 年度の評価計画ということで、右のところに「H19」と書かせていただいております。

本日、追加しました 7 物質を加えて、2 ページにわたりまして、合計 26 物質ということになります。

御報告は以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。取りあえず、平成 19 年度までは 26 成分だということで、ここに何も書いていないものが残りということですね。よろしくお願いします。

農水省の境さん、どうもありがとうございました。

それでは、再び食品安全基本法 24 条に基づく、委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について戻らせていただきます。

資料 1 - 1 にありますとおり、厚生労働大臣から 4 月 23 日付けで新開発食品「麦の葉うまれの食物繊維」について、食品健康影響評価の要請がありました。厚生労働省の松田基準審査課長より説明があります。よろしくお願いいたします。

○松田基準審査課長 厚生労働省の松田でございます。よろしくお願いします。

それでは、資料 1 - 3 に基づきまして御説明申し上げます。

今回評価をお願いするものは、株式会社東洋新薬より申請されました「麦の葉うまれの食物繊維」というものでございます。

この概要ですけれども、大麦若葉由来の食物繊維を特定の保健の目的に資する栄養成分として、おなかの調子を整える旨を特定保健の目的とする粉末形態の食品となっております、水に溶かして食べるというものでございます。

次のページに、概要ということでまとめさせていただきましたけれども、有効性につきましては、便秘傾向者 59 名を無作為に 2 群に分けて、ダブルブラインド・クロスオーバー法による比較試験を行っておりまして、それで排便回数とか糞便の目安量が有意に増加したということが観察されております。作用機序については、ここに書いてあるとおりでございます。

あと、3 の薬事食品衛生審議会新開発食品評価調査会での審議でございますけれども、その指摘事項でございますが、ここにありますように、原材料の品質管理体制とか関与成分の安全性の資料、副原料の有効性の影響等について、いろいろ御指摘をいただいたとこ

ろでございますけれども、それにつきましては、修正の上、また、副原料については有効性に影響がないというふうなことも示されましたことから、調査会での審議が終了し、了承されている品目でございます。

以上です。

○見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

どうぞ。

○小泉委員 有効性のところですが、便秘傾向者 59 名を 2 群に分けて何日間摂取されたんでしょうか。

○松田基準審査課長 この試験でございますか。

○小泉委員 はい。

○松田基準審査課長 これは、2 週間、2 週間のクロスオーバーの試験です。

○小泉委員 すると、調査会指摘事項の関与成分の安全性資料を再考するというのは、どういう意味なんでしょうか。

○松田基準審査課長 いろいろ御指摘いただいたところは、例えばシアン化合物等の不純物について文献検索をお願いしたり、あとは残留農薬とか重金属とかヒ素の分析をお願いしたというのが 1 つあります。

あとは、このもの自体が食経験がないものですから、動物を用いた毒性試験の実施をお願いしまして、単回の投与毒性試験とか、90 日の反復投与試験などをやっていただいたというものでございます。

○小泉委員 それは、今回の評価資料として添付されているわけですね。

○松田基準審査課長 はい。

○小泉委員 分かりました。

○見上委員長 よろしいですか。外にございませんか。

○本間委員 ちょっと、もしかしたら作り方に関することになるので恐縮ですが、これはコントロールに対照群として若葉末をでん粉に置き換えたということです。これに設定したのは、外にあり得たんですかね。若葉末は、最初の出てきた葉っぱですね。それをコントロールにした。

○松田基準審査課長 でん粉を着色して、副原料とか何とかは全部同じにして、それをプラセボ対照群の方に投与して、あとはこちらの投与群の方は若葉の当該品を投与して、それでクロスオーバーで比較をしているものです。

○本間委員 そうすると、繊維の部分、残りの部分は同等という比較になるんですね。

○松田基準審査課長 そうですね。繊維以外のところは同等ということで、おっしゃるとおりだと思います。

○本間委員 はい、理解しました。

○見上委員長 直接は安全性と関係ない話なんですけれども、大麦をまいてどのぐらいで葉っぱを使うんですか。

○松田基準審査課長 これは、一応、大麦の葉っぱと茎を乾燥して粉末にすると聞いております。今、資料を見ますと、芽が出てすぐではなくて、ある程度大きくなったものを使っていますね。

○見上委員長 分かりました。いろんなものが出てきますね。外にございませんか。

それでは、新開発食品「麦の葉うまれの食物繊維」につきましては、新開発食品専門調査会において審議することといたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

農薬専門調査会における審議状況についてでございます。イミダクロプリドにつきましては、専門調査会から意見、情報の募集のための評価書案が提出されております。

事務局から説明願います。

○國枝評価課長 資料2を御覧いただきたいと思います。厚生労働大臣から食品安全委員会に求められましたイミダクロプリドの食品健康影響評価につきましては、本年の2月16日に開催されました農薬専門調査会確認評価第一部会、それから3月14日開催された農薬専門調査会の幹事会において審議がされ、審議結果案が取りまとめられています。本日、御了解いただきましたならば、会議終了後から5月25日の30日間、広く国民への意見・情報の募集を行いたいと思っています。

めくっていただきまして、3ページと書いてあるところでございますが、審議の経緯ということで、この農薬について、1992年に初めての登録がされておるものでございますが、11月29日にポジティブリストの関係のものが告示されておりますが、その後、適用拡大の申請もございます。

したがって、今回の健康影響評価については、ポジティブリスト及び適用拡大の関係ということでの食品健康影響評価ということになります。

5ページを御覧いただきたいと思います。

イミダクロプリドについては、用途は殺虫剤ということで、化学名、分子式、分子量、構造式は、そこに記載のとおりです。

開発の経緯としましては、1985年に当時の日本特殊農薬製造株式会社により開発されたクロロニコチル系の殺虫剤ということで、作用機構はニコチン性アセチルコリン受容体に対するアゴニスト作用を持つものでございます。

現在、世界116か国で農薬登録がされているということでございます。日本では、1992年に初めて農薬登録がされているところであります。

めくっていただきまして、20ページを御覧いただきたいと思います。「III.総合評価」ということになります。

これは、先ほども言いましたように、ポジティブリストに関連する健康影響評価ということで、6ページの一番最初のところに書いてありますが、農薬抄録、それから JMPR レポート、それから米国の EPA のフェデラル・レジスターを基に毒性に関連する部分については、科学的な知見を整理されたものでございます。

もう一度20ページへ戻っていただきまして、まず、動物体内運命試験につきましては、イミダクロプリドは、主として尿中に排泄されるということで、残りは胆汁を経由して、糞中に排泄されると考えられております。主要代謝物はそこに記載のものということで、主要代謝経路は2種類ということで、これは7ページの上から14行目辺りのところに具体的な経路が書いてあるところでございます。

もう一度20ページに戻りまして、植物体内運命試験につきましては、植物体内中の主要化合物としては、親化合物と M01 でございました。主要の代謝経路としては、ニトロ基の還元又は脱イミダゾリン環の水酸化及びその後の脱水反応及びクロロピロリルアルコールへの代謝及び抱合体の生成が考えられております。

それから、イミダクロプリド、それから代謝物の M01、M04、M06 を分析対象とした作物残留試験が行われておりまして、これらの結果については、後ろの25ページから32ページまで記載のとおりでございます。

それから、各種毒性試験が行われておりまして、発がん性、それから繁殖能に関する影響、催奇形性は認められておりません。

それから、遺伝毒性については、18ページ、19ページになりますが、表5を御覧いただきたいと思います。in vitro で一部のものに陽性がございますが、in vivo では陰性ということで、結果としては生体において問題となる遺伝毒性は認められないという判断とされております。

各種試験結果から農産物中の暴露評価対象物質としては、イミダクロプリド、親化合物のみというふうに設定しております。

それから、評価に用いた評価書等に記載されている各試験の無毒性量等につきましては、表 7 ということで 21 ページから 22 ページにそのまとめがございますが、そこに記載のとおりでございます。

食品安全委員会の農薬専門調査会としましては、そこに記載の試験の中で、無毒性量の最小値というものがラットを用いた 2 年間の慢性毒性、それから発がん性の併合試験の 5.7mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として安全係数 100 で除した 0.057mg/kg 体重/日を一日摂取許容量と設定しました。

また、暴露量については、当評価結果を踏まえて、暫定基準の見直しを行う際に確認することとするとされました。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

次の議題に移らせていただきます。

食品安全基本法 24 条に基づく委員会の意見の聴取についてでございます。農薬フェンブコナゾールに係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見情報の募集手続が終了しております。

事務局から説明を願います。

○國枝評価課長 それでは、資料 3 を御覧いただきたいと思います。フェンブコナゾールに係る食品健康影響評価に関する審議結果ということでございますが、一番最後のページを御覧いただきたいと思います。

3 月 1 日から 3 月 30 日まで、広く国民の意見、情報の募集を行いました。特に御意見等はございませんでした。

したがって、前回御説明しました評価結果案を確定させていただければと考えております。

詳細については、前回御説明しておりますので、結果ということで、20 ページを御覧いただきたいと思います。その後半部分の「したがって」というところでございますけれども、ラットを用いた 2 年間慢性毒性、発がん性併合試験の無毒性量 3.03mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数 100 で除した 0.03mg/kg 体重/日を一日摂取許容量 ADI と設定した。暴露量については、当評価結果を踏まえて、暫定基準値の見直しを行う際に確認すること

とする。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、質問、御意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、フェンブコナゾールの一日摂取許容量を 0.03mg/kg 体重/日と設定するという事によろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、次の議題に移らせていただきます。

食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく報告についてでございます。厚生労働省の松田基準審査課長より報告があります。よろしくお願いいたします。

○松田基準審査課長 それでは、資料 4 に基づきまして御説明申し上げます。食用赤色 104 号と 105 号にヘキサクロロベンゼンの純度試験を設定することにつきましては、昨年の 12 月 21 日の本委員会におきまして、第 8 版の食品添加物公定書について御議論いただいているときに、御質問もいただき、簡単にその当時検討している旨を報告させていただいたところでございます。

このたび、3 月 30 日付けで、食品添加物公定書に係る告示と併せて、今回の 104 号、105 号にヘキサクロロベンゼンの規格基準を設定いたしました。これにつきましては、健康食品影響評価を行ういとまがないときという規定で改正させていただきましたので、その結果について御報告させていただくこととございます。

めくっていただいて、経緯等を簡単に御説明申し上げます。食用赤色 104 号、105 号につきましては、昭和 23 年に食品添加物として指定されております。

104 号、105 号の原材料であるテトラクロロ無水フタル酸にヘキサクロロベンゼンが不純物として混入するということが分かりましたので、厚生労働省におきましては、平成 14 年より業界に対して自主管理ということで、20ppm 以下にという指導をするとともに、規格基準を設定するための検討を国立医薬品食品衛生研究所等で進めてきたところでございます。今回、ちょうど平成 18 年度で、ここにありますように、検討もまとまったということとでございます。

それで、本来でありましたら、食品安全委員会の方に健康影響評価を依頼した上で規格

基準の改正を行うべきものでございますけれども、このテトラクロロ無水フタル酸に含まれるヘキサクロロベンゼンにつきましては、このヘキサクロロベンゼン自体が、ここにも書いてありますけれども、化学物質の審査及び製造の規制に関する法律、いわゆる化審法という法律の中で、第一種特定化学物質ということで、輸入、製造、使用等が原則禁止というふうに非常に厳しい管理措置が採られている物質でございます、ここにありまして、化審法を担当している部署におきましても、この TCPA の合成過程で出てくるヘキサクロロベンゼンの削減方策について、昨年いろいろ対策を進めていたという状況と、また、仮に安全委員会の方に評価を依頼するとなりますと、資料の収集にある程度時間が掛かってしまうということもありまして、今回、いとまがない規定を用いさせていただいて、技術的に可能なレベルまで減らすということで基準を設定させていただいたというものでございます。

次のページに、ヘキサクロロベンゼンの 104 号、105 号からの推定摂取量ということで、いろいろ検討したところでございます。

ヘキサクロロベンゼンにつきましては、国際化学物質安全性規格計画 IPCS において、評価をされておりますけれども、ここにもありますが、悪性新生物以外の影響を指標とした場合の TDI として $0.17 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日、また、発がん性の投与量 TD5 というもので、健康についての指針値というものが $0.16 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日というふうに設定されているという状況でございます。

この 104 号、105 号の摂取量の推定でございますけれども、厚生労働省で行いましたマーケットバスケット方式による調査におきますと、104 号が $0.015\text{mg}/\text{人}/\text{日}$ 、105 号については検出されないというものでございます。

あと、生産量の統計から推計いたしますと、それぞれ 0.036 、 0.004mg ということでございます。

仮にヘキサクロロベンゼンが 104、105 号に $10 \mu\text{g}/\text{g}$ で混入していると仮定して、ヘキサクロロベンゼンの摂取量を求めてみますと、1 日 1 人当たり $0.0004 \mu\text{g}$ ということで、IPCS の指針値との比較でいっても、その指針値の 0.005% 程度ということでございます。

それで、規格基準の設定に当たりましては、2 枚めくっていただいて、参考ということで、大阪支所事業所（自主検査）における色素検体中のヘキサクロロベンゼン含有実態調査という表がございますけれども、これまで、平成 11 年度以降に国立衛研の大阪支所及び事業者の方で行ってきました 104 号、105 号におけるヘキサクロロベンゼンの含有量、これがデータでございますけれども、このデータを用いまして、今回、基準を設定させてい

ただきましたけれども、考え方といたしましては、医薬品の ICH におきます不純物の限度の設定の考え方を参考に、平均値プラス信頼区間の上限ということで、標準偏差の 3 倍を足すという考え方で設定いたしますと、104 号におきましては、平均値が 0.97、あと 3 σ が 4.03 ということで、ちょうど 5.00。

105 号の場合は、平均値が 1.45、3 σ が 5.00 ということで、6.45 ということでございましたので、基準値として、104 号については、5.0 $\mu\text{g/g}$ 、105 号については 6.5 $\mu\text{g/g}$ という形で基準を設定させていただいて、告示を出させていただいたというものでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。どうぞ。

○長尾委員 第 8 版食品添加物公定書の評価のパブコメに関連して、私の方から安全性に関わるので、何とか打てる手はないかという願いをしたことを思い出しました。早速できる範囲で速やかに対応していただきまして、ありがとうございます。

我々としては、資料は整いましたら、ちゃんと評価したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○見上委員長 どうもありがとうございました。外に御意見、御質問はございますか。どうぞ。

○本間委員 途中でヘキサクロロベンゼンのあれが分かってきて、しばらく自主管理。すると、実質は、それからおおむね 5 年間続いてやってきたということになりましょうか。

○松田基準審査課長 そのとおりでございます。

○本間委員 分かりました。

○見上委員長 外にございませんか。

それでは、安全性に関する資料を速やかに収集し、食品健康影響評価を依頼していただくようお願いいたします。

次の議題に移らせていただきます。

米国産牛肉の混載事例についての対応状況についてでございます。

まず、米国産牛肉の混載事例についての対応状況につきまして、厚生労働省並びに農林水産省から説明をお願いいたします。

川島さん、お願いいたします。

○川島国際衛生対策室長 農林水産省の川島でございます。厚生労働省の道野室長が、ちょっと遅れているようでございますので、お配りをさせていただいております資料の 6 -

1 から私の方で、まず、御説明をさせていただきたいと思います。

まず、米国産牛肉の混載事例についての対応状況ということでございます。現在、2 件書かれておりまして、1 件目が牛ばら肉の混載事例ということでございます。食肉処理施設はタイソンのレキシントン工場でございます、473 箱、約 9 トンの中に、43 キロ、2 箱につきまして混載が認められたということで、これにつきましては、2 月 16 日に公表をさせていただいております。

当初の対応でございますけれども、ばら肉ということでございまして、特定危険部位が含まれていないけれども、日本向けのものではなかったという点が 1 点。

それから、米国農務省発行の衛生証明書には記載されてはいなかったということでございまして、こういった事案の確認を得まして、当該施設からの輸入手続を保留しているという状況でございます。

その後の対応でございますが、3 月 21 日に米国政府の方から調査報告書の提出がございまして、その内容でございますけれども、この混載品につきましては、20 か月齢以下と確認できる牛由来ではなかったということ。

それから、原因といたしまして、施設の従業員によるエラーであったということ。具体的に申しますと、スキャリングをして確認をするわけでございますけれども、そのスキャナーのエラーメッセージが出たわけでございますけれども、そのまま積載されたということでございまして、当該施設からの輸入手続を停止しているということでございます。

現在、この施設におきましては、スキャナーのシステムの変更ですとか、再教育ですとか、そういった改善措置が採られているという状況でございまして、現時点で、私どもは輸入手続を停止中であるということでございます。

また併せまして、今回この事例につきまして、米国側にはこの施設の認定リストからの除外ということを要請しているところでございます。

もう一件、2 番目でございますけれども、牛タンの混載事例でございます。食肉処理施設はカーギル社のドッジシティ工場でございます、2 トン、250 箱の中に 24 キロ、4 箱の牛タンの混載が認められたということでございます。4 月 4 日に発表させていただいております。

含まれておりましたのは、危険部位ではございませんけれども、やはり日本向けのものではなかったということ。

それから、タイソンの事例と同様に、衛生証明書には記載がないということでございまして、同様に輸入手続を保留しておりまして、現在、米国政府に対しまして、詳細な調査

結果の報告書を要請しているということでございます。

これにつきましては、調査報告を受けまして対応をしまいたいというふうに考えているところでございます。

それから、6 - 2でございますけれども、4月24日にプレスリリース、発表させていただいております。私どもの松岡大臣とジョハnz農務長官との電話会談の結果についてということでございます。

19日の夜と、20日の朝でございますけれども、2回にわたりまして、松岡大臣とジョハnz農務長官との間で、米国产牛肉問題に関しまして、電話会談が行われたところでございます。

概要でございますけれども、輸入手続再開後の検証期間の終了に向けということでございます。

これは、御案内のとおり、昨年7月27日に輸入手続を再開いたしまして、その後の6か月間は、米国側の、いわゆる対日輸出プログラムの実施状況を検証する期間というふうに位置付けていたわけでありまして。その検証期間の終了に向けまして、対日輸出を行っているすべての施設について査察を行うことで合意がなされたということでございます。

また、併せまして、その輸出基準の遵守に問題がない施設につきましては、全箱確認を終了することについて確認をしたということでございます。

注に書いてございますけれども、全箱確認につきましては、先ほど申しました、昨年7月の輸入手続再開に当たりまして、念のために港に到着をいたします、すべての箱を開けまして、製品の適合性を確認する目的で、輸入業者の協力を得て、当面の対応として実施されているものでございます。

また、この電話会談に際しまして、ジョハnz農務長官の方からはOIE総会における米国のBSEステータスの正式決定を受けて、つまり正式決定をされればということでございますけれども、国際基準に即した貿易条件に早急に移行するようというような要請が改め行われたということでございまして、これに対しまして、松岡大臣の方から日本といたしましては、最新の科学的知見に基づいて、国内の手続にのっとり、必要なレビューを行う旨の説明をいただいているという状況でございます。

今後も引き続き日米間で対話を行っていくということについても確認がなされておるということでございます。私の方からの御報告は以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。道野さん、何か追加はございますか。

○道野輸入食品安全対策室長 特にありません。

○見上委員長 分かりました。それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

どうぞ。

○畑江委員 プレスリリースのところに、対日輸出を行っているすべての施設について査察を行うことに合意したと書いてありますけれども、すべての施設というのは幾つかあって、その中には昨年も査察した施設も入っているのですか。

それから、今回、問題になっているタイソン社とカーギル社も入っているのでしょうか。

○道野輸入食品安全対策室長 まず、対日輸出の実績のあるところは問題の起きたところも含めて 29 施設ございます。箱に入れた牛肉を輸出した施設というのは 29 施設ということでございまして、ただ、今、御指摘のありましたタイソンのレキシントンと、それからカーギルのドッジシティについて、今、ストップしているということで、実際に対日輸出を問題なくしているというところは、今、27 か所です。

基本的には、27 が今のところは、母数になっている。もちろん、その 2 施設について、また米国側から、いろいろな調査報告が来ますと最終的にどうなるかということは、なかなか私どもも分からないという状況ですけれども、現時点では、その 2 つを引くと 27。去年の 11 月と 12 月に、8 か所行っているということがあります。

ただ、ドッジシティは、実は 8 か所の中に入っていますので、実際に査察が終わったと言えるのは 7 か所、輸入手続再開、去年の 7 月以降にこちらで対日処理を含めた査察に行ったという観点で言うと、7 か所が終了しているというような状況ですので、27 引く 7 ということになるかと思います。

○畑江委員 もう一つ、全箱確認を終了することについて、日米双方で確認したと書いてありますけれども、今まで混載事例が見つかったというのは、全箱確認のときに見つかった例が多いですね。

しかも、全箱確認を終了するということに対して、かなり消費者などに抵抗があると思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○道野輸入食品安全対策室長 もともと注釈に書いていますとおり、全箱確認自体は、去年の 7 月の輸入手続の再開のときに、去年の 1 月のような問題もございましたので、通常の輸入食品では行っていない措置ということではあるんですけれども、当面ということで、念のための措置として始めたということでございます。

私どもの基本的な考えとしては、今まで輸入の段階での検査だとか、確認だとか、それから現地での、いわゆる査察も含めて、問題のなかったところについて、更にまだ全箱検

査を継続するという必要はないのではないか。

逆に言うと、では、今、俎上に上がっている2か所についてどうするのかというのは、今後の話だと。私どもとしての考えとしては、対日輸出基準遵守に問題がないところ、そういう今までの輸入時のチェックだとか、それから査察で問題のないところについて、当面の通常の輸入食品に行っていないような措置までを継続するという必要はないのではないか。そういうような考えの下でやっています。

ですから、他の輸入食品と同じように扱うということとして、もっと言えば、食品の安全確保というのは、当然基本法にも、食品衛生法にも触れていますとおり、本来事業者の責任ということは、一義的には、そういうことになりますので、輸入時の要件として、全箱確認というのをこれまで問題のないところ、若しくは改善の確認がされたところ、そういったところに対して、継続して輸入の条件にしていくということは、見直す必要があるということで、こういった形にしております。

○畑江委員 何かちょっと、そこら辺がかなり消費者の抵抗があるんじゃないかと思うのと、もう一つ、査察をしたときに、去年の6月のときもそうですけれども、書類上の問題とか、今回も従業員のエラーとか、そういうのが時々出てくると、本当に大丈夫かという消費者の信頼が問題になるので、そこら辺も少し気を付けていただきたいと思います。

○道野輸入食品安全対策室長 御指摘のとおりですので、もちろん、一般の方々に対する説明の機会も設けていくということで、私どもも対応しておりますので、そういった中で、きちんと説明をしていくということは重要だと考えます。

○本間委員 そういうふうに全箱確認を長い間、1年近くやったわけです。その実績を採っておおむねうまくいっているから、もう必要なかろうと、そういう見地ですね。そうすると、お互いに実績を認め合うということになるんだらうと思うんですけれども、仮にもし、新しい会社がこの中に参入することがあった場合には、それはやはりアメリカというシステムを信用して確認は必要なくなるという考えになりますか。

○道野輸入食品安全対策室長 現時点としては、こういった電話会談の結果を前提として、アメリカ側の施設について私どもの方で調査をしていって、それからアメリカ側も当然、今まで査察を国内でやっているわけですので、アメリカ側の検証結果というものを含めて共有をした上で、全体として最終的に問題があるのか、ないのかということについては、両国できちんと整理をしていきたいと思っております。ちょっとその先の話ということになると、なかなかこのところまでお答えするのは難しいと思います。

○本間委員 そうやって、去年の6月辺りから、うまくお互いに確認事項を履行してきた

というわけなんですけれども、ここで2人のボスといっではいけませんね、大臣クラスの人が改めて交渉ごとをやったというのは、それ全部の整理という意味なのか、何か新しい背景に動きが何かあるのか、何でここにこういうふうな会談をやったのかというのは、ふと思うんですが。

○川島国際衛生対策室長 特に背景があるということではございませんけれども、御案内のとおり、アメリカにおきましては、OIEの方にステータス申請をしておるという経過がございます、この5月の総会で決定がなされる見込みということがございまして、アメリカ側の、いわゆる考え方といたしましては、やはり国際基準にのっとった対応といったものが、これは私どもだけではございませんで、外国にも要求をすることっておりますけれども、その後の状況の変化というか、そういうものがございまして、一方で私どもとしては、先ほど御説明を申し上げておきます検証機関におきます、第2回目の査察といったものについて実施をするという考え方がございましたので、そういったいろいろな問題について、やはり大臣の方で直接話し合いをするというような流れが出てきたということであろうかと理解をしております。

○本間委員 分かりました。

○見上委員長 外にございますか。どうぞ。

○廣瀬委員 同じような質問なんですけれども、以前、胸腺の混載事例がありまして、また、今回、牛ばら肉と牛タンの混載事例というものが発生したというようなことは、やはりアメリカの流通システムに大きな問題があるんじゃないかと考えていいと思うんですけれども、今後、流通システムに対する調査ということも当然お考えになっているわけですね。

先ほど、そういう話が出ましたけれども、具体的なことをお考えでしたら、お聞きしたいんです。

○道野輸入食品安全対策室長 流通の問題ということになりますと、こういった問題が、アメリカ産の牛肉特有の問題なのかどうか、割と流通現場の問題なので、これは輸入食品一般の話としていただければいいですけれども、要するに輸出者が輸出しようとした数量というのは、通常、インボイスというものに表記されるわけです。それと実際に日本に到着した貨物がどういうふうになっているかということ、やはり数が少し少ないというケース、オーバーする場合もあるらしいですけれども、オーバーするよりはショートするケースの方が多いというようなことです。ちょっと中身の話は、なかなか比較対象がないので難しいんですけれども、数だけ見ても、そこはやはり安定して、では、インボイスの重量と実

際にアクチュアルで日本に入ってきた数量がぴっちりみんな合っているのかというと、やはり流通現場全体として見た場合は、やはりそういうふうなずれが生じるケースというのは、間々あることはあるようです。

それを更にどこまで正確性を求めるかという問題があるわけですが、バックグラウンドとしては、そういうこともございますので、ただ、アメリカ産の牛肉に関して、1事例、1事例、こういった問題が起きた場合には改善を求めておりますし、改善を求める場合には、当然原因が何かということを確認にした上で改善してもらいます。

そういった情報というのは、アメリカの業界サイドでも共有してもらっているわけですので、もちろん、一遍によくなるというのは難しいのかもしれませんが、一つ一つ問題点が見つければ改善していくということで、システムを改善していくということにつながるのではないかと考えております。

○見上委員長 外にございませんか。

小泉委員、どうぞ。

○小泉委員 プレスリリースの方の(2)、(3)に関わることについて、少し教えてください。

ここで、要するに米国から国際基準に即した輸入条件に移行するようにとの要請に対して、松岡大臣は、最新の科学的知見に基づいて、国内の手續にのっとって必要なレビューを行うと説明されておりますが、具体的にその説明内容というのを教えていただければと思います。

また、もう一つは、食品安全委員会に対して、厚生労働省においては、諮問を行う予定があると考えて、安全委員会としてはよろしいのでしょうか。

もう一つ、直接ここには関係ないんですが、日米間で月齢緩和に向けた協議が始まるとの報道がありますが、我々としては、我が国の23か月齢、21か月齢のBSE感染牛の実験結果というのは、今後の科学的審議において重要な問題だと思っております。

以前から何度も実験経過について報告して、直接委員会及びプリオン専門調査会において説明をお願いしているわけですが、いまだに科学者自ら報告を受けたことがございません。

やはり、学者として国費で実験を行っている限りにおいては、研究成果を国民に還元するというのは、科学者の基本的使命でありますので、速やかに国民にも我々にも公表していただくべきと考えております。

私どもとしては、厚生労働科学研究に研究成果が載っていると云われますが、実際には、

科学者本人に対して、公開の場で科学的議論をしていきたいと思っておりますので、少なくとも諮問がなされるのであれば、その時までに委員会の外、国民に対しても必ず発表していただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○川島国際衛生対策室長 それでは、農林水産省の方から大臣の方の説明でございます。ここに書いてあるとおりなでございますけれども、一般論といたしまして、WTO加盟国におきましては、最新の科学的な知見に基づきまして、必要なレビューを行う。これは極めて当然の考え方でございまして、そういう一般的な原則を大臣の方からジョハnz農務長官に御説明を申し上げたということでございます。

2点目でございますけれども、仮にレビューを必要というようなことが出てまいりますれば、当然、食品安全委員会の方へ一般的な手続といたしまして、諮問をお願いを申し上げるというようなことは当然のことだろうと考えております。

○道野輸入食品安全対策室長 3番目の21か月齢と23か月齢の試験の件ですけれども、一応、おおむね終わっているということで、先生おっしゃるとおり、公表といたしますか、実際には結果については、しかるべき媒体に投稿してということで、取りまとめの準備をしていると聞いております。御指摘のとおり、そういった形できちんとサイエンティフィックなレビューをしたものが公開されるということになるんだろうと、私どもも理解しております。それは、別に諮問があるとか、ないとか関係なく、21と23についての、その後の科学的な検討状況ということについては、そういった手続で公表する予定にしております。

○小泉委員 そのことは、以前から何度もお聞きしているんですが、現実には、もう3年ぐらい経っているんじゃないでしょうか。やはりここではいろんな大きな問題がありますので、中間報告でいいということで、再々申し上げているので、やはり途中経過というのも、我々は非常に大切です。論文になるには、現実には1年ぐらい掛かるので、よろしくをお願いします。

そうすると、論文に出た後で公表という形よりは、やはりこのプリオン専門調査会の委員でもおられたわけですから、是非とも中間経過についても、今、もう3年経ったということで発表していただければと思っております。

○見上委員長 その点、道野さん、よろしく伝えてください。

外にございませんか。どうぞ。

○廣瀬委員 プレスリリースの(4)番、一番下の欄ですけれども、今後も引き続き日米

間に対話を行っていくことについて確認したということですが、具体的には、どのように対話を行っていくということになっているのでしょうか。

○川島国際衛生対策室長 両国間でいろいろな問題について協議をする場合は、当然いろいろなルートがあるわけございまして、外交ルートもございまして、そういったものも含めて、引き続きこの問題については話し合いを継続していくということでございまして、レベルはその内容に応じて、外国のルートですとか、いろんなレベルがあろうかと考えております。

○見上委員長 よろしいですか。外にございませんか。

野村委員、どうぞ。

○野村委員 プレスリリースの２番の（１）のところで、輸入手続再開後の検証期間の終了に向けとなっておりますけれども、今回合意した検証、輸出プログラムの遵守状況の検証、施設の査察、その後、輸出プログラムの遵守状況の検証の終了までというのは、どのようなプロセスが考えられるか説明していただけますか。

○道野輸入食品安全対策室長 この検証期間そのものは、去年の７月の再開時のプレスリリースでも公表していますとおり、アメリカ側が対日輸出プログラムの実施状況の検証期間として６か月という期間を設けて、その間は、新たな施設の認定をしないということで始まったものであります。日本側の２回目の査察がずっと日米間で調整していたという状況もあって、そのプロセスが前に進んでいなかったということなんですけれども、今回、プレスリリース資料にあるとおり、次の手続としては査察を実施する。

それで、先ほど申し上げたとおり、アメリカ側もこれまでにそういったいろんな検証を査察を含めてやっているということですので、それとの評価について、日米間で共通認識を持つというようなことが必要になると思います。

その上で、システム的な問題がやはりないということで、そういった認識に至れば、各施設、個別施設ごとに、先ほど申し上げたように、問題のないところ、それから問題がきちんと改善されたところについて全箱検査について終了するというような進め方になるんじゃないかというふうに考えています。

でも、いずれにしてもステップ、ステップできちんと評価をして、それが適切に実施されるということが前提になるわけです。

○見上委員長 外にございませんか。

それでは、どうもありがとうございました。米国産牛肉の混載事例につきましては、国民の関心の高い問題であり、不安を与えるようなことのないよう、リスク管理機関を中心

に関係者が更に注意深く対応する必要があると考えます。

厚生労働省、農林水産省におかれましては、今後とも発生原因の調査と再発防止に努めていただきたいと思います。

また、今後、対日輸出を行っている施設の査察を行っていくということですが、現地をしっかりと確認し、対日輸出プログラム遵守が確保されているかの検証をきちんと行ってください。

その際、と畜場における SRM 除去の状況等、当委員会が行ったリスク評価結果の附帯事項に書かれている内容についても、しっかりと見てきてください。そして、検証結果がまとまれば、当委員会にも報告してください。

さらにリスク管理機関においては、今後とも引き続き、日米間の話し合いや輸入条件についての検討が行われることと思いますが、その状況については、節目、節目においての報告を受けていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、本日、意見もありましたが、従来から申し上げているように、21 か月齢、23 か月齢の BSE 感染牛の脳材料に係る伝達試験、感染性試験と言っても構わないと思うのですが、伝達試験の結果については、速やかに御報告いただけるようお願いいたします。

なお、本日の説明の内容につきましては、事務局の方からもプリオン専門調査会の専門委員の皆さんにきちんと伝えてください。よろしくお願いします。

それでは、外に議事がございますでしょうか。

小泉委員、どうぞ。

○小泉委員 私の方から 1 つ提案したいことがありますので、よろしいでしょうか。

○見上委員長 はい。

○小泉委員 それでは、済みませんが、事務局の方からコピーをお渡しくださるようお願いいたします。

実は、特定保健用食品の安全性の問題なんですけど、最近、血圧を下げるとか、血糖を下げるといったような、こういったたぐいの特定保健用食品というのは、ヒトに対して非常に重要な生理機能に影響するというものがあります。そういうのが非常に多くなってきております。今までの特保の中で、おなかの調子を整えますといったような特保とは違って、血糖というものに関しましては、生命に関わる非常に重篤な副作用も発生する潜在的リスクがありますので、今後、一歩踏み込んだ安全性確認が必要ではないかと考えております。

そこで、こうした特保の安全性評価について、まだ思案の段階ではございますが、私なりの考え方を書いてみましたので、説明させていただきます。

紙を見ていただきたいと思います。

まず、そこに「特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方について（素案）」と書いてあります。

1 番目は「食品中に含まれる関与成分が医薬品として用いられている場合」、そういった特保があるわけですが、関与成分が食品としての機能性を持つと同時に、医薬品としても使用されている場合がございます。そのような食品の安全性評価に当たっては、厚生労働省は原則として医薬品として用いられている量を超えることがないように設定すること、事業者等に指導しているわけですが、やはりこれは食品安全委員会としても重視して、食品としての健康評価を今後行うべきと考えます。

2 番目に「摂取者の健康状態に係るコントロールの難しい製品の取扱い」についてですが、問題点は、これまでの食品と違って、加工・濃縮といったようなカプセル、錠剤という形で、従来の食品と形態・有効性が懸け離れたような特定保健用食品等につきましては、安全性においても十分な食経験があるとは言えません。そういった中で慎重な評価が求められております。

こういった特保商品の中には、今、言いました血糖値の上昇を抑えるもの、血圧低下をもたらすといった摂取者の状態によりましては、健康に大きな影響を与える可能性が否定できないというような製品も諮問されてきております。

そこで、こういった製品は、摂取者の状態によりましては、医師等に相談した上で摂取することが必要であろうと考えられます。

その具体的な対応方針といたしましては、食品安全委員会は、事業者が当該製品、血糖及び血圧に関与する製品ですが、これを販売するに際して、以下の条件を評価書に記載していただきたい。

また、リスク管理機関におきましては、これらの条件が事業者に遵守させることが非常に重要と考えております。

さらに、既に許可されたこういった食品につきましても、関与成分及び作用機序に応じまして、同様の注意喚起表示を行うよう指導することが適当であると考えます。

具体的な事業者の対応ですが、健康被害情報の収集・情報提供ということで、今後、発生する、苦情を含む健康被害情報を収集して、相当程度の因果関係が見られるものについては、リスク管理機関に情報提供をするということ。なお、重篤な被害が発生した場合は、直ちに購入者と関係者に情報提供をするということ。

2 番目には、これは消費者の方ですが、医師等への相談ということで、治療を受けてい

る者、印が付いているものについては、医師にかかっているだけではなくて、高血圧症、糖尿病等何らかの疾病で医師の治療を受けている者、あるいは健康診断を受けて、あなたはちょっと血糖値が高いですよとか、血圧が高いですよと、医師に御相談くださいぐらいの評価があっても、現実にはなかなか医師の治療を受けていない人が大勢おられますが、そういった方々が当該製品を摂取する際には、医師への相談が必要であるということを当該製品に事業者が表示していただきたいということです。

この表示をする場合の問題ですが、安全性に関する情報については、消費者が安全性に関する情報だということがはっきり分かるように、品名、原材料名、内容量、賞味期限等といったこととは別に分けて表示していただきたいということです。

4番目は、ちょっと違った観点の話ですが、特保制度というのは、国民の健康維持・増進あるいは栄養改善に役立つことを目的として、これまで国民の食への関心や生活習慣予防に大きく貢献してきたことも認識しております。

今後、新たな分野の製品開発が期待されますが、新たな関与成分の健康影響に当たりましては、評価手法の整備を含めて、安全性に関する相応の評価が今後も必要であると考えております。

といったことで、この見解につきまして、次回の安全委員会といいますと、5月10日なんですが、それまでに検討していただいて、連休がちょうど入りますので申し訳ないですが、検討していただいて、次回の委員会でディスカッションできればと思っておりますが、いかがでしょうか。

○見上委員長 誠に結構なことだと思います。厚生労働省に対して、今、返事をくれというわけではないと思いますので、事務局の方から連絡をいただければ、それでいいかと思えます。

○小泉委員 もう一つですが、こうした特保の安全性につきましては、リスク管理機関の方で、これまでどういったことをされてきたのか、できれば一度、厚生労働省の御担当の方に来ていただいて、説明を受けたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○見上委員長 それも誠に結構なことで。本間先生、どうぞ。

○本間委員 この件に関して、いろいろな認識の深さがあるので、いろいろな意見があるんじゃないかと思いますが、私もやはりここで3年間審査をしてきて、いろいろなものが出てきたときに、この辺でやはり一度整理をしてみる、考えてみるということは、すごく必要だと私も認識しておりまして、結末はどうなるかあれですけれども、大変時宜にかなっていると私は思います。賛成です。

○見上委員長 どうもありがとうございます。外の先生方は、いかがですか。

では、全員賛成ということで、特に最近、厚生労働省がうまく対応してくださったと思うんですけれども、スギ花粉の脱感作用だと思うんですけれども、それを食べて重篤になった患者さんが1人いらして、回復なさったということでほっとしました。ああいう考えられないようなことが、メールだとか、いろんなところで売られているというのは、何か大きな問題が起きてからでは遅いので、そういう意味で、小泉委員がいろいろな提案をなさってくださいったことは、是非食品安全委員会としてもしっかりディスカッションしてやっていかなければまずいんじゃないか。これは、私、委員長としての意見です。

ということで、そうしたら、小泉委員の案につきましては、次回に検討するということがよろしいという理解です。

同時に、次回の委員会で厚生労働省の説明を聞いた方がよいと思いますので、先ほども申し上げましたけれども、事務局の方から厚生労働省に依頼してください。よろしくお願いいたします。

それでは、外の議事はございますか。

それでは、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。以上をもちまして、食品安全委員会第188回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、5月10日木曜日14時から開催を予定しておりますので、お知らせします。

なお、明日の27日金曜日10時から動物用医薬品専門調査会が非公開で、後に公開で、14時から農薬専門調査会幹事会が公開で、引き続き農薬専門調査会総合評価第二部会が非公開で開催される予定となっております。

また、食品に関するリスクコミュニケーション、我が国に輸入される牛肉等に係る食品健康影響評価の実施について、明日27日金曜日、星陵会館で開催される予定となっておりますので、お知らせします。

本日は、どうもありがとうございました。

以上です。